

仕 様 書

契約件名 呉海事事務所 空調設備改修工事

履行期限 令和9年3月31日

施工場所 広島県呉市宝町9-25 呉港湾合同庁舎 呉海事事務所

1. 工事内容

受注者は、別添「設計図面」に基づき、呉海事事務所における空調設備の改修工事を実施し、またその他附帯する工事一式を行うこと。

2. 養生及び安全の確保

- (1) 受注者は、工事に必要な機材等の搬入・搬出にあたっては、事前に適切な養生を行い、既存の施設、物品等に損害を与えないよう十分に注意すること。
- (2) 受注者は、資機材及び残材等近隣への飛散を防止すること。また、資材置き場の立ち入り禁止対策を行うこと。
- (3) 受注者は、構内で接触事故の無いよう最徐行運転を行う等十分に注意すること。
- (4) 受注者は、工事にあたり既存の施設、物品等に損害を与えた場合は、受注者の責任において直ちに修復あるいは代替品をもって弁償すること。

3. 監督及び検査

(1) 監督

受注者は、本仕様書の各事項に不明な点がある場合は、発注者の指定する監督職員と打合せのうえ、その指示に従うこと。

(2) 検査

受注者は、工事を完成させたときはその旨を発注者に通知し、発注者の指定する検査職員の検査を受けなければならない。

なお、受注者は、検査の結果不良箇所を認めたときは、直ちに交換若しくは補修しなければならない。

4. その他

- (1) 受注者は、契約締結後速やかに工程について監督職員あて連絡すること。

なお、大型機器等の搬入・搬出作業は土日祝日に行うとともに、空調設備を停止して行う

- (2) 公示の着手・施行・完成にあたり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等は、請負者において遅滞なく行うこと。
- (3) 材料は新品とし、日本産業規格に適合したものとすること。なお、材料の品質が明示されていない場合は、均衡を得た品質の物にすること。
- (4) 工事現場においては、現場代理人が責任者となって関係法令に従い安全・衛に関する管理をおこなうこと。また、常に整理整頓を行うこと。
- (5) 工事完成に際しては、当該工事に関する部分の後片付け及び清掃を確実に行うこと。

- (6) 必要に応じて工事工程写真及び完成写真を撮影し、現像・整理の上当局へ提出すること。
- (7) 受注者は、荷揚げ、荷下ろしに伴い駐車場を使用する場合は、事前に監督職員と協議の日程を決定し、作業を行うこと。
- (8) 受注者は、工事に伴って発生した廃材は適法に受注者の責任において完全に処分すること。
- (9) 受注者は、本工事における電気設備工事に伴い電気主任技術者の立会等が必要となる場合は、請負代金に当該費用を見込むこと。
- (10) 受注者は、本工事を当該仕様書に基づき施工するものとする。また、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」等ならびに諸関係法規及び規則に準拠し、安全かつ円滑に施工すること。その他必要事項は監督職員の指示に従うこと。
- (11) 本業務は、受発注者間の相互において労働環境の改善に関する取組みを行い、労働環境の改善に努め、取組内容については、受発注者間にて調整のうえ実施するものとする。

5. 監督職員

中国運輸局呉海事事務所 首席運輸企画専門官

6. その他

本工事は事前に所長室、事務室、取調室の天井版・配管保温材計6か所及び外壁仕上塗材1か所の計7箇所について、石綿事前調査を実施し無検出確認済である。